

～平成22年度に他の都道府県から福島県に入猟
しようとする方の狩猟者登録手続きについて～

福島県以外の都道府県にお住まいの方が、福島県において狩猟者登録を行う場合の手続きについては、下記のとおりとなりますので、予めご確認の上狩猟者登録を行って下さい。

なお、手続きの詳細については、下記『平成22年度に他の都道府県から福島県に入猟しようとする者の狩猟者登録取扱要領』を参照して下さい。

※ 都道府県猟友会員以外の方が狩猟者登録の申請をする際には、予めご自身で郵送等により福島県収入証紙を購入していただき、狩猟者登録申請書の所定欄に福島県収入証紙を貼り付けた上で、申請書類を提出していただく必要がありますので、ご注意下さい。
(下記3参照)

1 受付期間（共通事項）

平成22年10月1日から

※ 10月16日以降に申請書類を受け付けた場合には、狩猟解禁日（11月15日）までに狩猟者登録証等を送付できない場合がありますので、予めご了承下さい。

※ 狩猟者登録証等の交付時期については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づき狩猟者登録が有効となる平成22年10月15日以降となります。

2 都道府県猟友会員である方が申請する場合の主な留意点

(1) 書類送付先

〒960-8141

福島市渡利字七社宮102-1

社団法人福島県猟友会 (TEL 024-523-0053)

(2) 狩猟税・狩猟者登録手数料の納付について

狩猟税・狩猟者登録手数料については、必要な金額を下記口座に振り込むことにより納付して下さい。(なお、現金書留による納付も可能です。)

銀行・支店 … 東邦銀行渡利支店

口座番号 … 普通預金 106170

口座名義人 … 社団法人福島県猟友会

3 都道府県猟友会員以外の方が申請する場合の主な留意点

(1) 書類送付先

〒960-8065

福島市杉妻町5-75

福島県総務部県北地方振興局県民生活課 (Tel 024-521-7621)

(2) 狩猟税・狩猟者登録手数料の納付について

下記URLに福島県収入証紙売りさばき所が掲載されておりますので、郵送による購入等について、各売りさばき所とご相談の上購入して下さい。

また、証紙の購入後、狩猟者登録申請書の所定欄に福島県収入証紙を貼付して下さい。

【福島県収入証紙売りさばき所一覧】

<http://www.pref.fukushima.jp/shinsa/hyousi.htm>

【郵送により福島県収入証紙を購入できる主な売りさばき所】

福島県庁内売店 (Tel 024-522-0565)

【福島県庁内売店で福島県収入証紙を購入する場合の手続きについて】

- ① 注文者が、福島県庁内売店に電話連絡し、証紙を注文する。
- ② 注文者が、必要な代金を郵便書留等により福島県庁内売店に送付する。その際返信用の書留封筒を同封すること。
- ③ 福島県庁内売店において代金の到着を確認した後、現金書留等により証紙を注文者へ送付する。(証紙の送付後、福島県庁内売店から注文者に証紙の到着予定時期の連絡がある。)

平成22年度に他の都道府県から福島県に入猟しようとする者の狩猟者登録取扱要領

平成22年度において、他の都道府県から福島県に入猟しようとする者の狩猟者登録に係る取扱いについては、次によることとする。

I 都道府県猟友会員である者が申請する場合

1 登録申請書類の送付先

〒960-8141 福島市渡利字七社宮102-1
社団法人 福島県猟友会 (TEL024-523-0053)

2 受付期間

受付期間は、平成22年10月1日からとする。

なお、10月16日以降に申請書類を受け付けた場合には、狩猟解禁日（11月15日）までに狩猟者登録証等を送付できない場合がある。

3 提出書類

(1) 狩猟者登録申請書 …… 1部

別紙様式のとおり。なお、申請書には連絡先の電話番号を必ず記入すること。

(2) 被共済者等証明書 …… 1部

当該年度の社団法人大日本猟友会の共済事業（狩猟に起因する事故のために生じた損害賠償責任を負うことによって被る損害に係るもの）の被共済者であることの証明書、若しくは損害保険会社の損害保険契約（狩猟に起因する事故のために生じた損害賠償責任を負うことによって被る損害に係るもので、保険金額が3千万円以上であるもの）の被保険者であることの証明書、又はこれらに準ずる資産に関する証明書。

(3) 狩猟免状等 …… 1部

狩猟者登録用として再交付を受けた狩猟免状又は都道府県猟友会会長が原本と相違ないことを認めた狩猟免状の写し（当該登録年度発行のものに限る）。

(4) 写 真 …… 2枚

申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景で、縦3.0cm×横2.4cmの大きさとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。

なお、狩猟免状の備考欄に眼鏡等使用と記載された者の場合は、眼鏡等を使用して撮影した写真とする。

また、コンタクトレンズを着用している場合は、狩猟者登録申請書の写真添付欄付近の余白に「コンタクトレンズ着用」と記載すること。

4 狩猟税・狩猟者登録手数料の納付

(1) 納付の方法

狩猟税・狩猟者登録手数料の納付は、銀行振込によるものとし、3の書類の提出と併せて、次の振込先に納付すること（現金書留による納付も可）。

[振込先] 東邦銀行渡利支店 普通預金 口座番号106170
社団法人福島県猟友会

(2) 納付額

① 狩猟税

狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類等により次のとおりとされている。

なお、対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録については、税率の軽減措置が適用となるが、他の都道府県における市町村の対象鳥獣捕獲員である場合は、本県における狩猟税の軽減措置は適用にならないので注意すること。

ア) 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、県民税の所得割を納める必要のある者及びその者と生計を一つにする控除対象配偶者及び扶養親族（農業、水産業、又は林業に従事する者を除く。）…………… **16,500円**

イ) 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、上記以外の者
…………… **11,000円**

ウ) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、県民税の所得割を納める必要のある者及びその者と生計を一つにする控除対象配偶者及び扶養親族（農業、水産業、又は林業に従事する者を除く。）…… **8,200円**

エ) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、上記以外の者
…………… **5,500円**

オ) 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 …………… **5,500円**

② 狩猟者登録手数料 …………… **1,800円**

狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類によらず、1件の申請当たりの額であり、複数の免許の種類に登録を受けようとする場合は、その件数分の納付が必要になるので注意すること。

③ 送料 …………… (着払いとするため不要)

5 狩猟者登録証等の送付

狩猟者登録時に交付される狩猟者登録証、狩猟者記章及び鳥獣保護区等位置図については、着払いにより申請者の住所あてに送付する。

6 その他

- (1) 申請はできるだけ狩猟者団体等において取りまとめ、別紙「狩猟者登録申請書送付書」を添付して、一括送付すること。
- (2) 申請書に不備があるものは取扱いできないので、提出時に十分確認すること。

II 都道府県猟友会員以外の者が申請する場合

1 登録申請書類の送付先

〒960-8065 福島市杉妻町5-75
福島県総務部県北地方振興局県民生活課 (TEL024-521-7621 (直通))

2 受付期間

I-2に同じ。

なお、10月16日以降に申請書類を受け付けた場合には、狩猟解禁日(11月15日)までに狩猟者登録証等を送付できない場合がある。

3 提出書類

I-3に同じ。

なお、狩猟者登録申請書には、下記4(2)(I-4(2))に記載されている額の福島県収入証紙を貼付すること。(福島県収入証紙の購入方法については下記4(1)参照)

4 狩猟税・狩猟者登録手数料の納付

(1) 福島県収入証紙の購入方法

下記URLに福島県収入証紙売りさばき所が掲載されているため、郵送による購入等について、各売りさばき所と相談の上購入すること。

【福島県収入証紙売りさばき所一覧】

<http://www.pref.fukushima.jp/shinsa/hyousi.htm>

【郵送により福島県収入証紙を購入できる主な売りさばき所】

福島県庁内売店 (TEL024-522-0565)

(2) 納付額

I-4(2)に同じ。

5 狩猟者登録証等の送付

I-5に同じ。

6 その他

申請書に不備があるものは取扱いできないので、提出時に十分確認すること。